

農業を営む方々へ

農業用生分解性プラスチック資材は適正処理をお願いします

農作物生産者が、生産に使用した完全分解性の生分解性プラスチックを土壤にすきこむ場合は、産業廃棄物の処理（中間処理）に該当します。

産業廃棄物の中間処理を自ら行う場合は廃棄物処理法に基づく処理業の許可は不要ですが、同法に基づく処理基準を守る必要がありますので、使用後の生

*米加工品を取扱う業者のみなさまへ 米トレーサビリティ法が施行されました。

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）が、平成22年10月1日から取引等の記録・保存部分が施行され、米・米加工品を取扱う生産者、卸売業者、小売業者及び外食店等の方は、出入荷等の記録の作成と保存が義務付けられました。

◆問い合わせ

関東農政局千葉農政事務所

米トレサ法等推進グループ

☎ 043(224)5615

必ずチェック、最低賃金使用者も労働者も

千葉県最低賃金が改正されました

10月24日から

時間額 744円(従来は728円)

千葉県内の事業所で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）及び、その使用者に適用される地域別最低賃金「千葉県最低賃金」が改正されました。

◆問い合わせ

千葉県労働局労働基準部賃金室

☎ 043-221-2328

24時間テレfonサービス

☎ 043-221-4700

千葉労働局ホームページ

<http://www.chiba-rooudoukyoku.go>

飼い主のみなさんへ 動物による危害防止対策強化月間

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。次のことについて、責任をもつて動物を飼いましょう。

○犬の放し飼いは禁止されています。

ます。他人への迷惑や事故防止のためにも、犬を運動させる時は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。

○犬の登録と狂犬病予防注射は、法律に定められた飼い主の義務です。また、飼い主や所在地の変更があった場合には、届出が必要です。町では毎年5月頃、狂犬病予防の集合注射を実施しています。

○ねこは屋内で飼いましょう。

他人への迷惑を防止でき、病気や交通事故などの危険からねこを守ることができます。

○サル・ヘビ・ワニなどの特定動物を飼う場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。

また、動物が逃げ出すことのないように施設の管理には十分注意を払ってください。逃げた場合には、直ちに保健所、警察へ通報してください。

○動物には名札をつけるなどして、飼い主がわかるようにしましょう。どこかで保護され

地表に目視できるような状況で長く残留している場合、不適正な処理として自治体から指導を受ける可能性がありますのでご注意ください。

た場合にも、飼い主の元に帰れる可能性が高くなります。

また、犬には登録鑑札と狂犬病予防注射済票をつけることが義務付けられています。

○動物は責任をもつて最後まで面倒をみましょう。どうしても飼えなくなつた場合は、新しい飼い主を探してください。

○動物を捨てずに、保健所や動物愛護センターなどに相談してください。

見つからない場合でも、絶対に動物を捨てずに、保健所や動物愛護センターなどに相談してください。

○千葉県動物愛護センターでは「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。犬とともに幸せに暮らしていくために、必ずきちんとしつけをしましょう。

○山武健康福祉センター（保健所）

☎ 0475(54)0611

千葉県動物愛護センター

☎ 0476(93)5711

◆問い合わせ

山武健康福祉センター（保健所）

☎ 0475(54)0611

千葉県動物愛護センター

☎ 0476(93)5711

環境防災課環境班

☎ (84)1216